

愛媛県教育委員会 2月定例会議事録

1 開会の日時及び場所

平成28年 2月 9日 (火) 午後 1時00分

愛媛県庁 第一別館 教育委員室

2 出席者

教育長 井上 正 委員 関 啓三 委員 堺 雅子

委員 脇斗志也(途中入室) 委員 攝津眞澄 委員 丹下敬治

3 欠席委員

なし

4 会議に出席した公務員の職氏名

副教育長 三好伊佐夫

指導部長 北須賀逸雄

教育総務課長 山本 司

教職員厚生室長 伊藤 理

生涯学習課長 上城戸裕子

文化財保護課長 藤田 享

保健体育課長 近藤正典

義務教育課長 吉田慎吾

高校教育課長 長井俊朗

人権教育課長 峯本陽子

特別支援教育課長 西原昇次

5 会議の概要

(1) 開 会 (午後 1時00分)

(教育長) ただいまから教育委員会 2月定例会を開会いたします。

傍聴人の皆様に申し上げます。傍聴人は所定の席で、静粛に傍聴をお願いいたします。また、携帯電話等はスイッチを切るなどしてお願いいたしますよう御協力をお願いいたします。

始めに、委員の皆さんに提案させていただきます。

本日の議事のうち、議案第 2号公立中学校教員の懲戒処分については人事案件でありますことから、その他の協議案件の平成28年度当初予算案及び平成27年度 2月補正予算案並びに教育委員会関係条例の一部改正案 6件につきましては、今後、知事が最終決定をして、県議会に上程される予定の案件ですが、知事による公表がされていないことから、それぞれ審議を非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) それでは、公開案件を審議することといたします。事務局が資料を配布しますので少々お待ちください。

(2) 1月定例会議事録の承認

(教育長) それでは、1月定例会議事録の承認についてお諮りいたしますが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

(全委員) はい。

(教育長) 全員異議ございませんので、原案のとおり承認をされました。続きまして教育長報告に移ります。

(3) 教育長報告

○閉会中の文教警察委員会の質疑内容について

(教育長) 閉会中の文教警察委員会の質疑内容につきまして、事務局から報告をお願いいたします。

(副教育長) 2月4日に閉会中の常任委員会が開催されましたので、その質疑の概要等につきまして御報告を申し上げます。

今回の議題でございますけれども「教職員のメンタルヘルス対策について」でありまして、休職者の年代別や男女別、職責別、学校種別の内訳についての質問をはじめ、休職の原因分析に関する質問、休職の未然防止のためのサポートを行う教員の配置についての質問がございました。

また、教員の負担軽減のために、運動部活動を社会体育に移行していくことについての質問がございまして、運動部活動は生徒の生きる力の育成や豊かな学校生活の実現にも効果的であり、学習指導要領で学校教育の一環として位置付けられていることから、生徒のことを把握、理解している教員の指導が望ましいこと、県教委としては外部指導者を派遣し、教員の負担軽減に努めていることを答弁いたしました。

そのほか、所管事項への質問といたしまして、がん教育、不登校問題、教員採用選考の改革、運動部活動時の栄養補給、通学区域の弾力化と小中一貫教育、中核市への教職員人事権移譲についての質疑がございました。

以上でございます。

(教育長) ただいまの報告につきまして御意見・御質問等はございますでしょうか。

(全委員) 異議なし。

○平成28年3月県立高等学校卒業予定者の就職内定状況について

(教育長) それでは続きまして、平成28年3月県立高等学校卒業予定者の就職内定状況について、事務局から報告をお願いいたします。

(高校教育課長) 平成28年3月県立高等学校卒業予定者の1月末現在の就職内定状況と就職支援策について、御説明いたします。

資料の1の表は、平成28年1月末現在の県立高等学校全日制・定時制課程全体の就職内定状況を示しております。

平成28年3月卒業予定者9,359人のうち、22.9パーセントの2,139人が就職を希望しており、そのうち、就職が内定した者は、県内事業所へ1,668人、県外事業所へ398人の合計2,066人であり、就職未内定者は73人となっております。その結果、就職内定率は96.6パーセントとなっております。昨年同期より、0.5ポイント減少しております。

続きまして、2の表とグラフは、県立高等学校の全日制・定時制課程を合わせた卒業予定者の就職内定率の推移を表したものです。9月末現在の内定率は59.5パーセントと、前年同期に比べ3.8ポイント増加し、就職環境は着実に改善傾向にあります。先ほど申し上げましたとおり、本年1月末現在でも、96.6パーセントとなっております。過去10年間の内定率

と比較しますと、昨年に続いて2番目に高い数値となっております。これは、県内の求人数が例年同時期より多いことや、ハローワーク等の関係機関と連携した就職未内定者に対する様々な就職支援の実施などにより、内定率が上昇したものと考えられます。

続きまして、3の表とグラフは、県立高等学校の1月末現在の地区別就職内定率の経年推移を示したものです。それぞれ平成24年度から27年度までの推移を、東・中・南予の地域別に示しておりますが、平成27年度は、東予地域96.3パーセント、前年同期比0.1ポイント増、中予地域97.3パーセント、前年同期比0.5ポイント減、南予地域96.4パーセント、前年同期比1.6ポイント減となっております。

4と5のグラフと表は本県高校生に対する求人状況を示したもので、愛媛労働局の調査によるものであります。

4のグラフと表は、各年度の本県高校生に対する12月末現在の求人倍率の推移を示したものです。

このグラフの上の線は、県内企業・県外企業を合わせた全体の求人倍率を、また、下の線は県内企業等に限った求人倍率を示しております。今年度の全求人倍率は11.98倍で、前年度の9.67倍と比べ、2.31ポイント増加しております。また、今年度の県内企業等求人倍率は、1.73倍で、前年度の1.63倍に比べ、0.1ポイント増加しております。

5の表は、今年度の県内求人数及び県内求人倍率の推移を月別に示したものです。県内各事業所の皆様をはじめ、ハローワーク等の関係各位の御尽力、御支援により、7月末時点の県内求人倍率は1.38倍で、前年度に比べ、0.19ポイント増加しており、その後も前年を上回る値で推移し、12月末現在も、前年度より0.10ポイント高くなっております。

続きまして、県教育委員会における高校生の就職支援策について御説明いたします。

まず、1～4は愛媛労働局や知事部局と連携して行っている就職支援策であります。

1の愛媛県高等学校就職問題検討会議は5月に開催し、求人確保対策についての申合わせを行いました。

2の事業主宛ての求人要請は6月に行っております。

3の新卒者等就職・採用応援本部会議は、平成22年度に設置されたものであり、今年度は、5月と11月に経済団体関係者や労働組合、学校関係者、行政関係者が一堂に会して、地域の実情を踏まえた効果的な就職支援について協議しました。

4の保護者宛て啓発文につきましては、教育長、愛媛労働局長連名で就職希望者の保護者に対して、就職支援策等の周知を図り、保護者と一体となって就職希望生徒の早期の就職決定を促すために作成したものであり、12月に配付いたしました。

次に、各学校では、5の就職活動支援員等を活用したり、6のジョブ

カフェ愛ワークと連携したりして就職支援に取り組んでいるほか、校長自らが事業所を訪問するなどして、総力を挙げて就職先の確保に努めているところです。

7のキャリア教育の取組では、平成25年度から、「高校生キャリア形成事業」を実施しており、将来の社会的・職業的自立に向けた実践的な取組を行うことにより、望ましい勤労観・職業観の一層の育成を図るとともに、高校卒業後3年以内の離職率の改善を目指しているところであります。

さらに、昨年度から、「次代を担う地域産業技術者育成事業」を実施し、工業科設置校において、地域の企業への理解を深める取組や、企業と連携した生徒の実践的な取組などを実施して、企業とのマッチングを推進し、地域産業を担うことのできる工業技術者の育成を図っております。

今後も就職内定状況を把握するとともに、ハローワーク、ジョブカフェ愛ワークなどの関係機関と緊密な連携を図りながら、2月、3月に就職が未内定の生徒へのきめ細かな就職支援を行い、高校生が夢と希望を持って社会へ出ていく第一歩を無事踏み出すことができますよう、一人一人の希望に沿った継続的な支援を行ってまいりたいと考えております。
(教育長) ただいまの報告につきまして御意見・御質問等はございますでしょうか。

(丹下委員) 就職内定率は昨年から比べると減少しておりますけれど、以前から比べてよくなり、県内の企業の事業所の皆さんに感謝をしたいと思っております。以前、求人数が非常に少ない時に企業が指定の学校に求人を出すという指定校制度を行ったときには求人が来ない学校もありましたが、それをやめて、複数の学校に求人を出す企業では、選考で不採用の生徒が増えてきた、そのために今度は複数の受験を可能にしてほしいということになりました。これだけ求人数が増えてきたら一人一社ではないけれども、あまり心配する必要はないのかな、複数受験というのは減ってきているのではないかと思うのですが、状況をよく見極めて、不採用になった場合の支援体制をしっかりと準備をしてほしいと思っております。それがまず一点。それから96.6パーセントですが、卒業までに就職内定がかなわなかった生徒に対して、卒業後も一定期間学校が支援することが可能になっていると思いますので、卒業させたら終わりではなくて、その後も面倒をしっかりとみてほしいと思っております。

(高校教育課長) 今委員からお話があった、一人が二社を受けるということに関しましては、平成14年度から実施していると認識しております。基本的には、9月30日までは生徒一人につき一社のみの応募推薦となっておりますが、10月1日以降は二社への応募推薦が可能となっております。ただ現状としましては、この制度を利用した生徒はあまり多くなく、一割にも満たない状況が続いております。この制度がうまく機能していると回答した企業等も増えておりますので、一応、会社との信頼関係の

面からも一社に専念して受験したいという生徒が、多いようでございます。昨年度は、委員御指摘のように最終的に決まらなかった生徒が10人おりました。各学校では基本的に担任をしていた教員や進路課員等が4月以降も連絡をして就職に向けての支援をずっと継続しております。ハローワークと連携して就職先照会等の支援をしたり、履歴書の指導をしたり、受け入れ可能な企業を開拓してみたりということをしており、6月末には、その10人も全員進路が決定しております。さらに国や県が実施する体験講座とか職業訓練等の就職支援先等もございます。これも県立高校には周知しておりますので、そのような生徒が出た場合でも、基本的には全力を挙げて早期の就職ができるように支援を継続してまいりたいと考えている次第でございます。

(堺委員) これはお願いなのですがけれども、就職支援をする時にその就職した生徒が3か月あるいは6か月以内に離職する割合が結構近年高いと思いますので、できるだけミスマッチのないようにしっかり学校の方でも支援していただけたらと思っています。

(高校教育課長) 愛媛県は3年以内の離職率が全国平均より高く、1年目に離職する率が高くなっています。原因としては、業績がよくても企業規模が小さければ離職率が高いというデータが統計上出ており、愛媛県は小さな企業が多くございますので、多少は離職率が高いと分析しております。一度就職した者が3年以内に辞めていくというのは非常に重大な問題と認識しております。委員がおっしゃるようなミスマッチを可能な限り避けるために、たくさんの事業をやっているところでございます。更に次年度以降は、学校と就職した者のつながりを継続して支援していこうと考え、卒業者が職場に定着するような事業を現在のところはいろいろと計画しているところでございます。きめ細やかな指導を続けまして、こういう状況を改善していきたいと思っています。ご「石の上にも三年」という言葉もございませうけれども、辛抱する中で発見があり、喜びを見いだしていくという形で、きちんと職業観を植え付けておくということが大事だと思っています。さらに今治工業高校の造船等もいい例ですけれども、地域を知って地域の企業と一緒に、地学地就という形で高校の時から将来にわたっての人生設計をきちんと持った高校生を育てていけるように努めてまいりたいと思います。アドバイス等をよろしく願いしたらと思います。

(堺委員) 今日明日とハローワークの方で新卒対象ではないですが障害者の合同面接会が行われておりますけれども、特別支援学校の方はどうなっていますか。

(特別支援教育課長) 特別支援学校高等部卒業予定者が1月末現在で193名、そのうち就職を希望している者が64名、1月末現在で内定又は内定見込みが53名、内定率としましては見込みも入れまして82.8パーセントが現在の状況でございます。

(攝津委員) 先ほど高校教育課長が地域のニーズにあったと言われましたが、南予地区は特に高齢者が多く、子どもの通う高校では特に介護や福祉関係の就職が本当に多くて、たくさん企業からおいでというお言葉をかけていただいているのですが、それにもまして校長先生をはじめ学校関係者の皆様が本当に小論文や面接指導をとてども子どもたちによくしてくださって、子どもたちは安心して企業の面接に行っているような感じであります。子どもたちも地域のために就職して、地域のために自分を働かせていただきたいという認識がすごくありまして、地域に残ってくれる子どもたちがいてくださるということは私たち保護者にとってもとても嬉しい限りではありますが、堺委員が言われたように離職率が高いということで、高校に入って進路を決める時に先を見越して自分は何になりたいのか、どういう仕事に就きたいのかという職業観を強く持っていることで離職者を減らすことができるので、そういう職業観といえますか、自分にあった職業は何かということを経験3年間の間でじっくり考えて、また、先生方にも御協力いただいてそういうことにも取り組んでいただきたいと思います。

(高校教育課長) 学校では職場開拓を頑張ってくれていると思います。特に校長が実際に職場にまいりますと各企業では校長が自らやって来たということで非常に喜んでいただきます。校長会等でも校長が自ら足を運んで現場に行って職場開拓をなさいますと言っているところでございます。面接の指導に関しましても、最近では校長室で面接指導をしております。ビデオに撮って校長室で友達の面接を友達同士で一緒に見ると、こちら側から見ると君たちはどういうふうに見えるかよく分かります。このように、各学校一生懸命やってくれております。あるいは民間の企業の方を招いて模擬面接をやるとかということもよくやっています。福祉系につきましては、今後人数不足が予想されているわけです。一方では確かに重労働であったり、バーンアウトする面があったりするところがありますので、職場の方とも話し合いながら、ある程度生きる目的を一緒になって作っているとか、支えているという喜びを生きがいにしてないとなかなか続きません。そういうふうなことを介護施設等にも是非お願いしたいですし、高校生の方も技術を持って人の支えになるという気持ちを持って就職してもらいたいと思っております。最期を見送らなければならないというところが介護の仕事で、学校と違ってしんどいところで、私も経験がございませぬけれども、そういうことも十分学んでもらいたいと思います。委員がおっしゃるような仕事というのは社会貢献の役割がそれぞれ違うだけで、全ての仕事は人の幸福のため世の中のために存在するのであって、それがひいては自分に返ってきて自分も幸福になるというふうな職業観を持つことが一番大事だと思います。是非そこのところを学校でもまた教育の中で浸透させていきたいと考えておりますので、今後ともよろしくアドバイスをお願いします。

します。

(関委員) 2点お伺いいたします。地域別の就職内定率で、例年に比べて南予が若干低くなっていることの大きな特徴があれば教えていただきたいことと、もう一つは次代を担う地域産業技術者育成事業という形で目的がはっきりした教育をされている県内の工業科設置校の6校の就職状況がわかりましたら教えていただきたい。

(高校教育課長) 南予は地元企業が少ない、その分南予の就職内定率が若干少なくなります。東予や中予には企業がたくさんあるのと、松山の生徒は県外にも目が向いている一方、南予の子にとっては松山が東京のようなもので、なかなか県外までは気持ちが行きにくいところがありますので、そういう意味で、多少南予の就職率が低いということですが、全体的には高いので問題ないかと考えております。それから工業科の就職状況は100パーセントでございます。基本的に工業科というのは目的意識があり、部活動や生活指導もしっかりしておりますので際立って就職率は良いと認識しております。

(教育長) 以上で、よろしいでしょうか。

(全委員) はい。

(教育長) それでは教育長報告につきましては以上で終わります。

ここからは、非公開案件の審議に入りますので、傍聴人の皆様は退席をお願いいたします。

(4) 議 事

議案審議

○議案第2号 公立中学校教員の懲戒処分について

(教育長) 議案説明を求める。

(義務教育課長) 勤務校において女子生徒1名に対し、不適切な行為を行った公立中学校教諭を懲戒免職処分し、愛媛県職員退職手当条例第12条第1項の規定により退職手当の全部を支給しないこととする原案を説明する。

(教育長) 意見を求める。

(攝津委員) 保護者から、今年度は懲戒処分が特に多いので、先生の面接をもう少し考慮してはどうかなど厳しい言葉をいただいております。先生が多忙な中ストレスをためないように管理職は指導をしていただきたいと思います旨意見を述べる。

(丹下委員) 教師は、模範となるべき立場で人格を磨いていかないといけない旨、管理職は普段から口を酸っぱくして先生方に常に人間としての在り方について言ってほしい旨意見を述べる。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 原案のとおり可決決定する旨宣する。

(5) その他

○平成28年度当初予算案及び平成27年度2月補正予算案について

(教育長) 協議題の説明を求める。

(副教育長) 愛媛県議会2月定例会に提案予定の平成28年度当初予算案及び平成27年度2月補正予算案の教育委員会関係分について、概要を説明する。

(脇委員) 途中入室し、着席する。

(教育長) 意見を求める。

(攝津委員) 現時点で防災士資格を取得している教職員は何人いるのか質問する。また、県立学校等の校舎整備費について、木質化による整備を進めていただきたい旨、最近蚊を媒介とするデング熱、ジカ熱、マダニ等による健康被害が危惧されており、クーラーが設置されていない学校には、網戸を設置するなど、窓を開けても衛生的な環境になるようお願いする旨意見を述べる。

(保健体育課長) 県立学校において、今年度は防災士を123名養成しており、分校も含めて66校に各校2名、既取得者9名と合わせて132名が防災士資格を取得しており、28年度も各校2名資格取得のための予算を用意している旨回答する。

(高校教育課長) 校舎の新築・改築の際には可能な限り木質化を図っており、今後も木質化を進めてまいりたい旨、網戸の問題については、保健体育課とも協議をし、予算配分については校長等とも相談しながら検討してまいりたい旨回答する。

(義務教育課長) 防災士の数は、現在幼稚園19名、小学校336名、中学校158名である旨回答する。

(丹下委員) 教職員の研修旅費や、外国語指導助手についてはできるだけ増やしてほしい旨意見を述べる。

(高校教育課長) 可能な限り研修旅費は確保するとともに、限られた予算の範囲内で効率的な研修活動を行ってまいりたい旨、ALTに関しては、かつては23人いたものが今は一人当たりの人数が県立高校では全国最低となっており、少しずつでも回復していきたい旨回答する。

(教育長) 研修旅費は26年度の予算要求で、教職員の減に伴って減った経緯がある旨、また外国語指導助手についても近年減少傾向にあったが、今回なんとか1人は増員という形となった旨、既存の予算については難しい面があるが、できるだけそういう点を少しでも改善していきたい旨回答する。

(攝津委員) 特別支援学校文化芸術支援事業費について、昨年みなら特別支援学校の子どもの演技を見せていただきとても感動した旨、あまり中予に偏ることがなく東予にも南予にも回数は大小あれども平等にしてほしい旨意見を述べる。

(特別支援教育課長) 特別支援学校文化芸術支援事業費については、来年度はもう一度みなら特別支援学校だが、今後も計画的に展開していこ

うと考えており、29年度は今治、30年度は宇和、31年度は新居浜という計画で4年間継続できるように考えていきたい旨回答する。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 了承する旨宣する。

○愛媛県文化財保護条例の一部改正について

(教育長) 協議題の説明を求める。

(文化財保護課長) 国の機関又は地方公共団体が愛媛県指定史跡名勝天然記念物に関し行う現状変更等の一部を許可制から届出制に変更するとともに、愛媛県教育委員会の権限に属する事務の一部を市が処理することとするため、愛媛県文化財保護条例の一部を改正することについて、概要及び条例案を説明する。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 了承する旨宣する。

○教育職員の給与に関する条例の一部改正①、教育職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正、教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正①、愛媛県総合科学博物館管理条例の一部改正、愛媛県歴史文化博物館管理条例の一部改正及びえひめ青少年ふれあいセンター管理条例の一部改正について

(教育長) 協議題の説明を求める。

(義務教育課長) 学校教育法等の一部を改正する法律により、平成28年4月1日から新たな学校の種類として「義務教育学校」の制度が設けられることとなったことに伴い、教育職員の給与に関する条例等の一部を改正することについて、概要及び条例案を説明する。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 了承する旨宣する。

○教育職員の給与に関する条例の一部改正について②

(教育長) 協議題の説明を求める。

(義務教育課長) 人事委員会の報告及び勧告を受け、公民較差の解消のため、教育職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、概要及び条例案を説明する。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 了承する旨宣する。

○教育職員の給与に関する条例の一部改正③、教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例の一部改正及び教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正②について

(教育長) 協議題の説明を求める。

(義務教育課長) 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律により地方公務員法の一部が改正され、条例において等級別基準職務表を定めることとされたこと等に伴い、教育職員の給与に関する条例等の一部を改正することについて、概要及び条例案を説明する。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 了承する旨宣する。

○教育職員の給与に関する条例の一部改正について④

(教育長) 協議題の説明を求める。

(義務教育課長) 行政不服審査法の施行に伴う規定整備のため、教育職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、概要及び条例案を説明する。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 了承する旨宣する。

○愛媛県学校職員定数条例の一部改正について

(教育長) 協議題の説明を求める。

(高校教育課長) 県立学校及び市町立小・中学校の職員定数を改めるため、愛媛県学校職員定数条例の一部を改正することについて、概要及び条例案を説明する。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 了承する旨宣する。

(教育長) 非公開案件終了のため会議を公開する旨宣する。

(6) 閉 会 (午後 2 時 21 分)

(教育長) 以上で、本日の審議事項を全て終了いたしましたので、教育委員会 2 月定例会を閉会いたします。